**売茶翁と若冲展運営・広報等業務委託仕様書**

１　委託業務名

売茶翁と若冲展運営・広報等業務

２　目　的

売茶翁と若冲展実行委員会（以下「実行委員会」）の主催により、佐賀県立美術館において、令和７年（２０２５年）１０月７日から１１月２４日の会期で、売茶翁生誕350年特別展「売茶翁と若冲」を開催する。

本実行委員会では、この特別展の広報、運営及び展示工作物作成の業務について、意欲のある事業者に委託する。

３　業務委託期間

契約締結の日～令和８年（２０２６年）１月３０日（金）

４　展覧会の概要

|  |  |
| --- | --- |
| （１）展覧会名称 | 売茶翁生誕350年特別展「売茶翁と若冲」 |
| （２）会　期 | 令和７年（２０２５年）１０月７日（火）から１１月２４日（月・祝）  開館日　計４３日間　（うち土曜日、日曜日、祝日が計1７日間）  休館日：毎週月曜日（休日の場合翌日）　開館時間：９時３０分～１８時 |
| （３）会　場 | 佐賀県立美術館　２・３・４号展示室 |
| （４）主　催 | 売茶翁と若冲展実行委員会 |
|  | ※詳細は別紙開催要項のとおり。 |

５　委託業務の内容

1. **展覧会の広報物（ポスター・チラシ等）のデザイン原案及び作成・印刷・発送**

　 ア　展覧会に係るポスター・チラシ・チケット・開会式案内状等の広報物について、展覧会の顔となる魅力的かつ統一的なデザインを作成し、印刷する。

イ　ポスター・チラシについては、同種（当館あるいは他の美術館の有料展のポスター・チラシのデザイン）の制作経験、実績が豊富なデザイナーを起用し、斬新かつ洗練されたデザインを作成する。チケット類及び開会式案内状は、ポスター・チラシのデザインを基に、それぞれ魅力的なデザインを作成する。

ウ　各デザインは、力強くインパクトがあり、幅広い層に訴求力のあるものを提案すること。尚、実際のデザインは受託者の企画提案を基に、実行委員会事務局と受託者との協議の上で進めることとする。

エ　印刷は美術作品のイメージの再現に堪えうる高精細印刷とし、発色が良く褪色しにくいインクを使用すること。

オ　校正については、デザインでレイアウト・文字校正を２回以上、印刷で色校正１回以上をそれぞれ行う。

カ　各印刷物の仕様は次のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 規　格 | 紙　質 | 印刷部数 |
| ポスター | Ｂ２サイズ片面印刷、４色、高精細オフセット印刷 | アート紙１３５ｋｇ | ２,０００枚 |
| チラシ | Ａ３サイズ（縦297mm×横420mm）  両面印刷・二つ折り（＝A４サイズ見開きとなる）、４色、高精細オフセット印刷 | アート紙７０．５kg | １００，０００枚 |
| チケット | 最大２３０㎜×７２㎜(詳細下記)、４色、高精細オフセット印刷 | 再生コート紙  １３５Ｋ | ２２，０００枚 |
| 開会式案内状 | 案内状、出欠返信ハガキ、封筒  等一式、２色、高精細オフセット印刷 |  | ５００組 |

【補足　チケットの種類別仕様】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 寸　法 | 仕　　様 | 枚　数 |
| 観覧券(一般) | １８０㎜×６５㎜ | ５０枚綴りで１ヶ所ミシン目入り。通し番号を打つ。 | １２,５００枚 |
| 観覧券(割引) | １８０㎜×６５㎜ | ５０枚綴りで１ヶ所ミシン目入り。通し番号を打つ。 | ６,５００枚 |
| 招待券 | １８０㎜×６５㎜ | バラで１ヶ所ミシン目入りとし、５０枚ごとに紙に入れる。 | ３,０００枚 |

キ　ポスターは１,０００枚の内８００枚を八つ折りの状態で、チラシは１００，０００枚の内１,０００枚を三つ折りの状態で納品する。なお、納品箇所は佐賀県立美術館とし、納品時期は令和７年７月１１日を目途とする。

ク　エで納品した印刷物を、実行委員会事務局が指定する枚数分、広報用リストの宛先（県内の小中高等学校・特別支援学校、県内及び近県の公共施設・観光施設、全国の博物館・美術館、及び本展の関係機関・組織等。約1,500件程度）に送付する。尚、リスト及び送付用の封筒は実行委員会事務局が提供する。

ケ　運営上の企画提案に基づき、上記ウ～オの仕様を変更する必要があるときは、実行委員会事務局と協議のうえ決定し、変更点を記録して、実施すること。

コ　各印刷物の編集著作権は実行委員会事務局のみが有するものとする。また、印刷物納品時に編集データ(AI、PDF)も併せて納品すること。

タ　上記ア及びイに基づく統一デザインをもとに、次の（２）展覧会図録の制作・編集のデザインについて、実行委員会事務局とともに監修すること。

1. **県外広報**

ア　来館者増を目的として、隣県（福岡・長崎・熊本）を主な対象とした広報を行うこと。

1. **展覧会図録の制作・印刷**

ア　展覧会の図録の編集・印刷を行う。

　　　　　　　（仕様：A４判・4色カラー・全184頁予定。2,000部。）

　　　　　　イ　図録作成に係る原稿、写真等の元データは実行委員会事務局が提供する。

　　　　　　ウ　編集・印刷・校正の各工程において、適宜、実行委員会事務局と調整を行う。

1. **展覧会の運営（受付・案内・監視等）**

ア　展覧会の受付（チケット販売等）・案内・監視・グッズ販売を行う運営スタッフを、開館日１日当たり９名程度配置し（４３日間×９名）、その体制を構築すること。また、来館者などの接遇や対応について館と打ち合わせを行い、運営スタッフに対し適切に指導・教育して業務に当たらせること。

イ　受付（チケット販売等）・案内・監視等、展覧会の運営に必要な物品を準備すること。

　　　　　　ウ　新型コロナウイルスを始めとした各種感染症感染防止対策を必要に応じて行うこと。

1. **展示工作物の設計、設置、撤去及び処理**

ア　実行委員会事務局から示す展覧会の概要及び基本構成案に従い、各展示室の空間デザインを作成し、造作・撤去を行う。

イ　空間デザインは、空間展示（インスタレーション）の手法を用いた斬新な手法の提案を期待する。ただし展示計画及び必要な展示工作物については変更する場合があるので、実行委員会事務局との協議の上実現すること。

エ　材質の変更は可能とするが、作品への影響の少ない材質の素材を使用すること。ただし、天井の蛍光灯照明及びスポットライト用配線ダクトは基本的に使用可能な状態に保つこと。

ウ　美術館２号、３号、４号展示室の壁面長（のべ）は、約２４５ｍである（各室、移動壁面を含む）。尚、壁面等展示室に関する詳細、当館が有する展示什器（展示台、展示ケース等）については実行委員会事務局に問い合わせること。

オ　展覧会開催前の展示工作物造作、及び会期終了後の撤去及び処理を適切に行うこと。

1. **展覧会の看板の作成・設置・撤去**

ア　展覧会に係る看板について、ポスター・チラシのデザイン及び展覧会ロゴを基に、魅力的なデザインを作成・印刷する。尚、印刷は美術作品のイメージの再現に堪えうる高精細印刷とし、発色が良く褪色しにくいインクを使用すること。

イ　実際のデザインは受託者の企画提案を基に、本館と受託者との協議の上で進めることとする。尚、レイアウト・文字校正を２回以上行う。

ウ　看板の仕様は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 寸　法 | 参　考 | 枚　数 |
| 美術館玄関前  （屋外、マグネット固定式） | W３，６００㎜×H２，７００㎜ | 通常は分割（ｗ900単位）で使用している。 | **１枚** |
| 美術館3号展示室前 | W３，６００㎜×H１，８００㎜ |  | **１枚** |
| 道路沿いメッシュ看板 | W４，０００㎜×H１，２００㎜ | 博物館北東側に設置。  なお設置にあたっては、あらかじめ佐賀市の許可が必要。 | **１枚** |

1. **前売券の販売**

ア　幅広い手段で前売券を販売すること。

　　　　　　イ　販売額については、実行委員会事務局が決定する。

1. **物品販売**

ア　来場者の満足度向上のため、展覧会図録、関連グッズ等の販売を行うこと。

1. **アンケートの集計・報告**

　　　　　　ア　実行委員会事務局が作成した来館者向けの展覧会アンケートを集計し、展覧会会期終了２か月以内にその結果を報告すること。

　　　　　　イ　上記に関して、万一、回答者の個人情報を扱う場合は、「佐賀県個人情報保護条例」を遵守すること。

1. **上記以外の業務**

企画提案に基づき、上記（１）～（７）以外に必要な業務については、実行委員会事務局と十分協議のうえ、計画・実施すること。

６　完了報告

受託業務の完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。

７　委託料の支払いについて

完了払いとする。

８　特記事項

(１)　本業務の実施に当たり、第三者(実行委員会事務局及び受託者以外の者)が所有したり、著作権を持つものがある場合は、必要となる著作権の処理を、実行委員会事務局と協議のうえ適切に実施すること。

(２)　本業務において作成された成果物の著作権は、全て実行委員会事務局に帰属する。但し、企画コンペに応募した著作物の著作権は除く。

(３)　本仕様書に記載がない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに実行委員会事務局と協議を行い、協議内容について協議簿を作成し記録すること。

（４）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとすること。

（５）実行委員会事務局が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

連絡先：売茶翁と若冲展実行委員会事務局

（佐賀県立美術館　学芸課内）

担当者：渡部

電話：0952-24-3947